

「つぐみ第2編」の記載に向けて

～財産（第1編第2章）に関する項目を記入するときの留意事項～

※京都SKYセンター発行の「エンディングノート～わたしからあなたへ～」
(<https://www.kyoto-sky.net/attempt/ending/>にて有料頒布案内)
を参考に作成しています。

※詳しい内容は上記のほか、下記の書籍が参考となります。

- ・流れと進め方がよくわかる 身近な人が亡くなった後の手続き・届け出 ナツメ社 2025/3 阿部 尚武 他著
- ・改訂4版 大切な家族が亡くなった後の手続き・届け出がすべてわかる 2024/9 関根 俊輔 他著
- ・身近な人が亡くなった後の手続きのすべて 改訂版 自由国民社 2024/6 児島 明日美 他著

はじめに

身近な人が亡くなった後の手続きについて必要な情報をまとめたエンディングノートは、遺族にとって大きな助けとなります。家族の安心感のためにも作成を検討してみてもいいのではないでしょうか。

(エンディングノート作成の主なメリット)

- ①情報の整理: エンディングノートには、財産、保険、銀行口座、重要な書類の場所など、必要な情報をまとめて記載できます。これにより、遺族が必要な手続きをスムーズに進めることができます。
- ②意思の伝達: 自分の葬儀の希望や遺言などを明確に記載することで、遺族が迷うことなく故人の意思を尊重した対応ができます。
- ③負担の軽減: 手続きに必要な情報が整っていることで、遺族の精神的・時間的な負担が軽減されます。特に、悲しみの中で複雑な手続きを行うのは大変ですので、事前に準備しておくことが助けになります。
- ④法的トラブルの回避: 遺産分割や相続に関するトラブルを避けるために、エンディングノートに詳細な情報を記載しておくことが有効です。
- ⑤安心感の提供: 自分の意思がしっかりと伝わることで、遺族に安心感を与えることができます。これにより、遺族が心穏やかに手続きを進めることができます。

準備しておくものリスト

保管場所を家族（信頼できる人）に伝えておく。

保管場所を“つぐみ（福井県版エンディングノート）”には記入しないこと。

チェック	準備するもの【使用する手続き】
	<p>▶預金通帳</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 1. 健康保険被保険者証【保険の資格喪失手続き】<input type="checkbox"/> 2. 後期高齢者医療被保険者証【保険の資格喪失手続き】<input type="checkbox"/> 3. 介護保険被保険者証【保険の資格喪失手続き】<input type="checkbox"/> 4. 年金手帳【公的年金の停止の届け】<input type="checkbox"/> 5. 運転免許証【返却手続き】<input type="checkbox"/> 6. 預金通帳【預貯金の払戻し、銀行口座の停止】<input type="checkbox"/> 7. 印鑑（銀行印、実印）【各種手続き】<input type="checkbox"/> 8. パスポート【返却手続き】<input type="checkbox"/> 9. キャッシュカード・クレジットカード【解約・停止】<input type="checkbox"/> 10. 戸籍謄本（全部事項証明書）【相続】 …出生から現在まで連続したもの ※預金名義変更、不動産名義変更の際に必要<input type="checkbox"/> 11. 遺言書【相続】<input type="checkbox"/> 12. 生命保険等の保険証書【保険金の受け取り】<input type="checkbox"/> 13. 会員権の証書【相続】

チェック	準備するもの【使用する手続き】
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>▶ 確定申告書【相続】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 確定申告書控（10年分） 2. あなたの経歴書（簡単に） 3. 過去の相続税申告書・贈与税申告書 4. 様式の配当金通知書 5. 固定資産税納税通知書 6. 相続税の試算（あれば）

チェック	準備するもの【使用する手続き】												
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>▶ 不動産などあるとき【相続】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利書（登記識別情報通知） 2. 登記簿謄本（不動産登記事項証明書） 3. 公図 4. 測量図（あれば） 5. 買ったときの売買契約書 6. マンションなどの管理規約 7. ガレージの賃貸契約書 8. 賃貸借契約書（貸していれば） <table border="1" data-bbox="556 1103 1715 1339"> <thead> <tr> <th></th> <th>名前</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9.</td> <td>担当税理士（いれば）</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>10.</td> <td>担当弁護士（いれば）</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>11.</td> <td>遺言執行者（いれば）</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table>		名前	電話番号	9.	担当税理士（いれば）	()	10.	担当弁護士（いれば）	()	11.	遺言執行者（いれば）	()
	名前	電話番号											
9.	担当税理士（いれば）	()											
10.	担当弁護士（いれば）	()											
11.	遺言執行者（いれば）	()											

チェック

準備するもの

▶その他の書類（適時記入してください）

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10.

相続手続きチェックリスト

相続が起こったとき残された人がする主な手続き

○手続き・届け出

<input type="checkbox"/>	死亡届（埋火葬許可申請書）	死亡地の市区町村	死亡の事実を知った日から7日以内
<input type="checkbox"/>	世帯主変更届	住所地の市区町村	死亡した日から7日以内
<input type="checkbox"/>	高額医療費支給申請書	国民健康保険（市区町村）、健康保険（年金事務所、または健康保険組合）	保険診療で支払った医療費の一部負担が自己負担制度額を超えた場合に申請

○年金・保険などに関する手続き①

<input type="checkbox"/>	国民健康保険葬祭費支給申請書	住所地の市区町村	葬儀から2年以内。 国民健康保険の被保険者が死亡したとき、その葬儀を行った方に葬祭費が支給されます
<input type="checkbox"/>	健康保険埋葬料（費）支給申請書	年金事務所、または健康保険組合	死亡日から2年以内。 社会保険（健康保険）の被保険者が死亡した場合、埋葬料が支給される
<input type="checkbox"/>	国民健康保険証の返却・変更	住所地の市区町村	速やかに
<input type="checkbox"/>	年金手帳の返却	住所地の市区町村	速やかに
<input type="checkbox"/>	健康保険証の返却	勤務地	速やかに
<input type="checkbox"/>	被扶養者の国民健康保険の加入	住所地の市区町村	故人の社会保険（健康保険）の被扶養者だった場合
<input type="checkbox"/>	配偶者の国民年金加入	住所地の市区町村	配偶者が国民年金の第3号被保険者（サラリーマンの妻または夫）だった場合

○年金・保険などに関する手続き②

<input type="checkbox"/>	国民年金遺族基礎年金 裁定請求書	住所地の市区町村	速やかに。 故人が死亡当時、国民年金に加入していた場合 など、一定の遺族が請求
<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金 保険・船員保険遺族 給付裁定請求書	住所地の年金事務所（ケースに よって異なります）	速やかに。 故人が死亡当時、厚生年金に加入していた場合 一定の遺族が請求
<input type="checkbox"/>	死亡一時金裁定請求書	住所地の市区町村	速やかに。 国民年金を一定期間以上納めた人が、年金を 受けないまま亡くなったときに、一緒に生活をして いた遺族が請求
<input type="checkbox"/>	年金受給権者死亡届け	最寄りの年金事務所	死亡した時から10日以内（国民年金は14日 以内）。年金を受けていた人が死亡した場合
<input type="checkbox"/>	未支給年金請求書	最寄りの年金事務所	速やかに。 年金を受けていた人が死亡時、未支給の年金が ある場合

○税金に関する手続き

<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	被相続人の住所地を管轄する 税務署	相続開始から4ヶ月以内
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	被相続人の住所地を管轄する 税務署	相続開始から10ヶ月以内

○公的機関などに返却するもの

<input type="checkbox"/>	運転免許証	死亡者の住所地を管轄する 警察署	速やかに。
<input type="checkbox"/>	パスポート	都道府県の旅券課	速やかに。
<input type="checkbox"/>	その他の免許、公共交通 機関の無料カード	都道府県、各市区町村	速やかに。

○相続手続き

<input type="checkbox"/>	公共料金（電気・ガス・水道・NHK）の契約名義変更	最寄りの営業所	速やかに
<input type="checkbox"/>	電話加入権の承継	電話会社（サービス提供会社）	速やかに
<input type="checkbox"/>	購読新聞の契約名義変更	最寄りの営業所	速やかに
<input type="checkbox"/>	クレジットカードの退会届出	クレジットカード会社	速やかに
<input type="checkbox"/>	生命保険金（死亡保険金）の請求	生命保険会社	速やかに
<input type="checkbox"/>	ゴルフ会員権の名義変更	ゴルフ場	遺産分割後速やかに
<input type="checkbox"/>	銀行預金、郵便貯金の解約など	銀行、郵便局	遺産分割後速やかに
<input type="checkbox"/>	株式の名義書換	信託銀行または、預託証券会社	遺産分割後速やかに
<input type="checkbox"/>	自動車移転登録	運輸支局または、検査登録事務所	遺産分割後速やかに
<input type="checkbox"/>	借地、借家の契約名義変更	家主、地主	遺産分割後速やかに。権利を承諾した旨を通知
<input type="checkbox"/>	貸付金の権利移転、借金債務承継通知	貸付、借入先	遺産分割後速やかに
<input type="checkbox"/>	相続放棄、限定承認の申述	被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所	自筆証書遺言の発券後に封がしてあれば開封せずに家裁に持参して検認（自筆証書遺言を法務局に保管申請している場合は検認不要）
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書の作成	相続登記、預金の解約等に必要な（遺言書がある場合は原則として不要）	速やかに。相続の印鑑証明書を添付未成年者は特別代理人を選任）
<input type="checkbox"/>	不動産の所有権移転登記（相続登記）	不動産所在地を管轄する法務局	遺産分割後速やかに。（2024年4月からの相続は相続人が取得を知った日から3年以内）

○自筆証書遺言の基本の書き方

*縦書きでも横書きでもいい。

*ワープロではなく自筆ペン書きにする。

*文字を訂正する場合は、一点のルールがありますので、最初から書き直してください。

*平成31年1月13日から作成した自筆証書遺言に添付する財産目録は自書不要（パソコンOK）

（平成31年1月13日より前に作成した自筆証書遺言にパソコンでs区政した財産目録を添付することはできません）

遺言書

遺言者〇〇〇〇は次のとおり遺言する。

一、遺言書の所有する次の物件を〇〇〇〇に相続させる。

福井県〇〇市〇〇一丁目〇番地

宅地〇〇、〇〇㎡

福井県〇〇市〇〇丁目△△番地

家屋番号〇〇番

居室 木造瓦葺平家建

床面積〇〇㎡

また、この建物内にある遺言者所有の家財道具、その他すべての財産も〇〇〇〇に相続させる。

二、遺言者名義の〇〇銀行支店に有する貯金・債権すべてを〇〇〇〇に相続させる。

三、遺言者が所有している〇〇〇株式会社株式すべてを〇〇〇〇に相続させる。

四、遺言者は、遺言執行者として〇〇〇〇（福井県〇〇市〇〇丁目〇〇番地）を指定する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福井県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

遺言者 〇〇〇〇 印

遺言書は作り換えることができます。その場合、書かれた日付の新しい方が有効です。「遺言書なんて、まだ早すぎるし・・・」と思わないで、早めに取り組んだほうが安心できます。

○“遺言書”をタイトルをつける

○箇条書きにするとわかりやすい

○土地や建物は登記事項証明書のとおり記載する

○口座番号が書かれていなくても、どの預金かがわかればよい

○遺言執行者は指定しなくてもかまわない

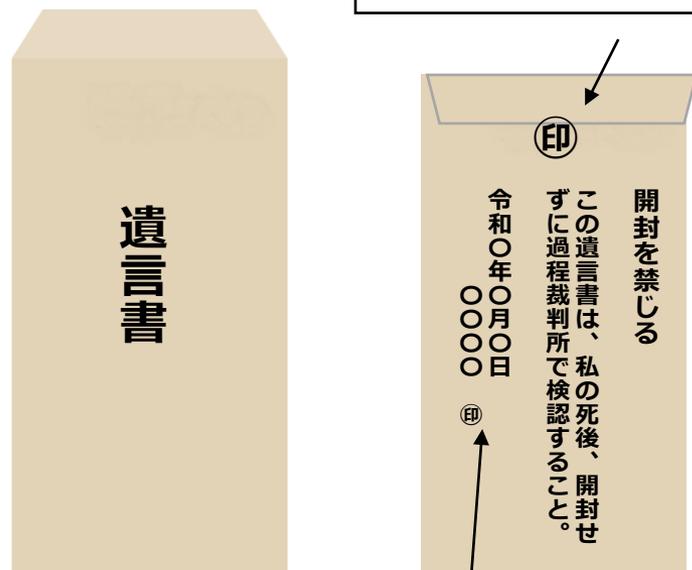
○日付は正確に書く。「8月吉日」のように日付を特定できないものは駄目

○遺言者の署名は、本人がフルネームで書く

○必ず、押印する。認印でも可能だが、なるべく実印を。

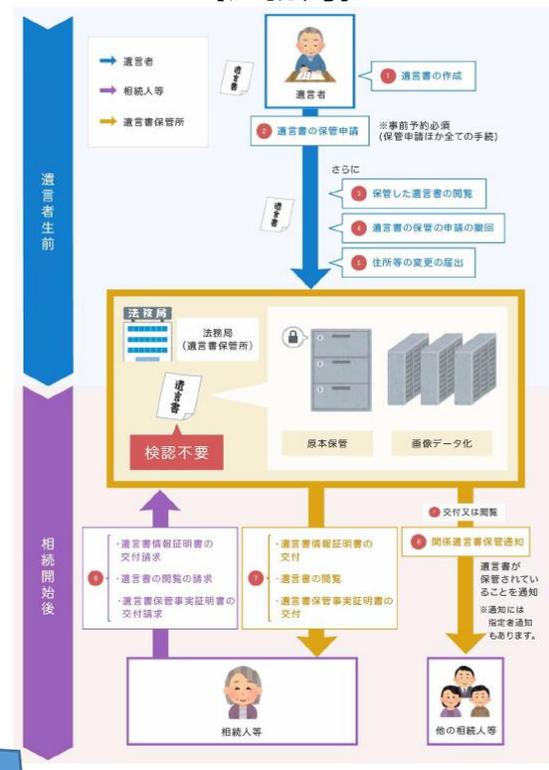
○自筆証書遺言の封筒

偽造防止のために、封印しておいてほしい。遺言書に押印したのと同じ印鑑を押す。



遺言書が複数出てくることが考えられるので、封書にも日付があったほうがよい。

自筆証書遺言書保管制度 (法務局)



○令和2年7月10日から作成の自筆証書遺言(特定様式かつ無封)は法務局で保管申請ができるようになりました。(保管申請している場合は家庭裁判所の検認は不要です。)

○遺言書の必要な人……財産の多少にかかわらず

- ①相続争いを防ぎたい人
- ②子どものいない夫婦
- ③再婚した人
- ④自分の思いどおりに財産分けをしたい人
- ⑤独身の人などは必ず作成されることをお勧めします。

○戸籍謄本(全部事項証明書)の準備……元気なときに揃えましょう

- ①不動産の相続登記
- ②預貯金、株式などの名義変更のとき、あなたの出生から現在(死亡時)までの連続した戸籍謄本(全部事項証明書)が必要です。残された方が取り寄せるのは非常に困難ですので、事前に準備してください。

○自筆証書遺言の保管制度（令和2年7月10日から申請できる）

遺言書保管法の制定で自筆証書遺言について法務局で保管先申請ができるようになりました。
遺言書作成者が亡くなったあと、この保管制度を利用していれば相続人などが遺言書の有無を知ることができます。
そして、自筆証書遺言を法務局に保管申請している場合は家庭裁判所での「検認」が不要となりました。

<自筆証書遺言の保管制度（特定様式かつ無封）>

自筆証書遺言の保管制度	メリット
・遺言者は自筆証書遺言について法務局に保管申請できる	・法務局が形式を確認した上で保管を行うので、形式不備そして発見されなくなることを防ぐ
・遺言者はいつでも遺言書の返還、閲覧請求ができる	・諸事業により遺言書の内容の変更が可能
・相続人などが遺言書の有無の調査が可能である	・作成者の亡くなった後、遺言者の関係相続人（相続人、受遺者、遺言執行者等）が遺言書の閲覧等ができる。（相続人等の一人が閲覧等をするると他の相続人へ保管通知される）
・遺言者本人が法務局に出頭して手続きをする必要がある（代理申請不可）	・作成者の亡くなった後に「遺言能力」が争われることが少なくなる。（本人が法務局に訪問して担当者と内容等の確認をする）
・家庭裁判所への「検認」の申立てが不要となる。	・作成者の亡くなった後、遺言の発見者の負担がなくなり遺言書の内容をすぐに実現できる

○遺言者本人が法務局に出頭して手続きをする必要があり、代理申請は不可

○保管申請ができる法務局は遺言者の住所地、本籍地または遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する指定法務局に限定される

○法務局では遺言者の本人確認のうえ遺言書の形式審査がされる。そして、法務局で原本が保管されるとともに遺言者の画像情報が全国の法務局間で共有される

○公正証書遺言

公正証書遺言は、公証役場で公証人に作ってもらう遺言の事です。専門家に作ってもらうので、正確な遺言を作ることができます。

遺言の原本を公証役場が保管しますので紛失や盗難、変造の危険はありません。

ただし、相続させる財産の額に応じた費用が必要となります。

<自筆証書遺言と公正証書遺言の違い>

種類	作成方法	利点	欠点
自筆証書遺言	必ず自分で書く	<ul style="list-style-type: none">・費用がかからない・手軽に作成できる	<ul style="list-style-type: none">・家庭裁判所に検認の手続きが必要 <p>(法務局で保管申請をしている場合は検認不要)</p> <ul style="list-style-type: none">・様式不備で無効になる可能性がある・紛失、盗難、変造の危険性がある・死後発見されないことがある
公正証書遺言	本人の口述をもとに、公証人が作成する	<ul style="list-style-type: none">・専門家が作成するので安心して確実・原本を預かってくれるので紛失の心配はない・検認手続きが不要のため、相続手続きがスムーズに進む	<ul style="list-style-type: none">・手間と費用がかかる・証人2名が必要

○自筆証書遺言も公正証書遺言もいつでも書き換えることができます。

○自筆証書遺言を法務局で保管申請できるようになりました。